

平成27年度 設備貸与制度のご案内

長期

5年～10年

低利

年1.3%～1.7%

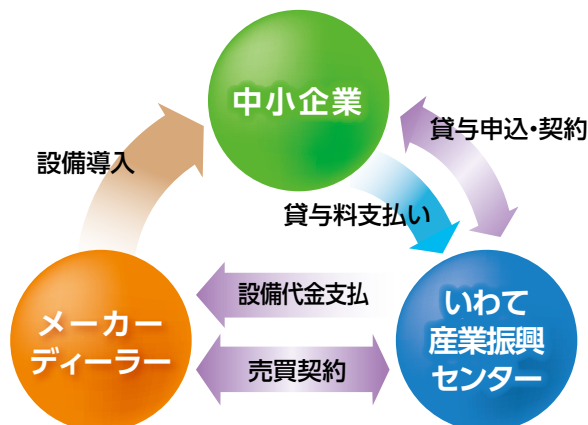
(固定金利) 東日本大震災で直接被災した企業は更に-0.1%

無担保

金融機関融資と別枠です

制度のしくみ

この「設備貸与制度」は、岩手県内の中小企業の皆様が必要とする機械、設備をセンターが購入し、長期・低利で貸与する公的制度です。



区 分	設備貸与(割賦販売)	リース
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業 (企業組合・協業組合含む)	県内に事業所・工場を有する中小企業 (企業組合・協業組合含む)
貸付期間	5年～10年 (導入設備耐用年数上限) (右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)	5年～10年 (導入設備耐用年数上限) (右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)
貸付限度額 (消費税含む)	100万円～1億円 (右記条件1を満たせば2億円)	100万円～1億円 (右記条件1を満たせば2億円)
対象設備	設備(建物を除く)	汎用設備(中古・車両を除く)
保証金	貸与額の10% (右記条件1を満たせば5%) (最終償還時に返済)	——
利 息 (貸与損料)	年率1.30%～1.70% (固定金利) (お申込企業様の財務内容により決定) (右記条件2を満たせば-0.1%)	——
リース料 (月 額)	——	5年=1.867%(参考) 7年=1.389%(参考)
連帯保証人	法人:代表者1人 個人不要(経営者保証ガイドラインに準拠)	

※運賃・取付工事は貸付の対象となりますが、建物部分・基礎工事は対象外です。
一部、対象とならない業種、設備がございますので詳しくはセンターにお問合せ下さい。

条件1

- ① 中小企業新事業活動促進法に基づく計画認定企業(経営革新・異業種連携)
- ② 中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画認定企業
- ③ 農商工等連携促進法に基づく事業計画認定企業
- ④ いわて希望ファンド、いわて農商工連携ファンド採択企業
- ⑤ 自動車関連産業企業
- ⑥ 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- ⑦ 県内企業5社以上に下請発注している企業
- ⑧ 県内企業への下請発注額が1,000万円以上の企業
- ⑨ 今回の設備を設置することで⑥～⑧のいずれかに該当する企業

※上記のいずれかの条件を満たせば、2億円まで貸付及び保証金5%対応可能

条件2

東日本大震災で設備又は事業所が被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている中小企業

※上記の条件を満たせば、適用利率から0.1%の引下げ及び据置期間2年の対応可能

条件3

商工会及び商工会議所を経由して申込をした企業

※上記の条件を満たせば、10年以内において、返済の基準となる耐用年数の期間について2年を超えない範囲内で延長すること可能

お 問 い 合 せ

総務・金融グループ

☎019-631-3821 FAX019-631-3830

<http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi>

(公財)いわて産業振興センター広報誌

産業情報いわて

2015年9月10日

発行／公益財団法人 いわて産業振興センター

〒020-0857 盛岡市北飯岡2丁目4-26(岩手県先端科学技術研究センター2F)

TEL.019(631)3823

E-mail joho@joho-iwate.or.jp URL <http://www.joho-iwate.or.jp/>

編集印刷／川嶋印刷株式会社



この冊子は地球に優しいベジタブルオイルインクを使用しています。